

台湾と中国における自訴制度の運用と機能

学位論文内容の要旨

本論文「台湾と中国における自訴制度の運用と機能」は、台湾、中国の刑事訴訟法における自訴制度の運用と機能を検討し、従来判例、学説上議論のあった問題点について比較法的に検討、考察を加え、解釈論を展開し、日本法の改革に対して提言を行うものである。現在の社会では、刑罰権は国家により独占されている。国家と対抗するため、刑事訴訟では被告の人権が強調されたが、反面、被害者の刑事手続上の権利には必ずしも十分な配慮がなされていない。本論文は被害者自ら刑事訴訟を提起するという自訴制度を比較法的に検討するとともに、その研究成果を踏まえ、被害者の保護のあり方について何らかの有益な示唆を与えようとするものである。

本論文は「序章」および「結論」を加え、以下の通り7章より構成される。

序章

第一章 伝統法における自訴制度

第二章 近代以降の自訴制度の変遷

第三章 台湾における現行自訴制度

第四章 台湾における自訴制度の運用実態

第五章 中国における自訴制度

第六章 中国における自訴制度の運用実態

結論

序章では、論文執筆の問題意識と論文の構成について説明する。すなわち、論文構成の説明以外、自訴の提起という形で被害者が直接、訴訟当事者になることで、被害者の刑事訴訟上の地位を確立させる可能性について説明する。

第一章「伝統法における自訴制度」は三つの節に分かれ、中国伝統法における自訴の内容と被害者訴追の訴訟構造を検討する。伝統中国では主に被害者訴追主義を採用していた。しかし、被害者訴追とは言え、現代の訴訟制度とは異なる部分が多い。本章では時代により、伝統自訴制度には差異が生じていたことを明らかにする。

第二章「近代以降の自訴制度の変遷」は二つの節に分かれ、清末と民国時代の中国における近代西洋法の自訴制度の移植について論ずる。清末時期の中国における近代西洋法の移植では、日本から大きな影響を受けた。刑事訴訟法の成立も例外ではない。しかし、清末の

刑事訴訟法草案では日本の刑事訴訟法を模倣し、公訴独占制度を採用したものの、時代が下がり、北洋政府と国民政府の時代になると、徐々に自訴制度が採用され、ついに公訴原則主義から公訴、自訴併用主義へと変わった。この時期の自訴制度についての立法過程、学説論争、実際の問題点を検討する。

第三章「台湾における自訴制度の変遷とその問題点」は二つの節に分かれ、台湾で自訴制度が受容される過程およびその後の変遷を詳細に論ずる。中華民国の自訴制度は戦前すでに成立していたが、それは日本政府統治の下の台湾には影響を及ぼしてはいなかった。終戦後、国民党政権の敗退と共に、中華民国の六法体制が台湾で施行されるようになる。自訴制度もそのときから、台湾で実行された。本章では、戦後台湾で初めて自訴制度が実施されて以降、台湾での反応、制度の内容とその後の法律の改正過程と現行法下の自訴制度について司法における解釈、判例、立法議事録、政府公文書、学者の議論などを通じて、その全貌と問題点を究明する。

第四章「台湾における自訴制度の運用実態」は三つの節に分かれ、自訴制度が実際に如何にして実行され、いかなる問題を抱えていたかを明らかにする。素材としては裁判例を用いて、法運用の実態を分析する。具体的には主に『中華民国裁判類編刑事法』と司法院が公表した全国の司法裁判データベースに搭載された関連裁判例を対象に検証する。加えて、司法統計に対する分析を通じて、自訴制度の全体的な効果を数量的に明らかにする。

第五章「中国における自訴制度」は三つの節に分かれ、中国での自訴制度の立法化前史、旧刑事訴訟法下の自訴、新刑事訴訟法下の自訴を説明する。中華人民共和国が成立する前、1930年代以後、すでに割拠勢力として、共産党が支配する地域では、社会主義法の影響を受けつつ、独自の法が形成された。刑事訴訟法では国民政府の自訴制度とは異なるが、類似の制度が存在していた。ついで中華人民共和国が成立したあと、1979年旧刑事訴訟法が成立するまでの自訴制度の運用と立法化の動きを概観する。さらに旧刑法および新刑法が規定する自訴制度に関する規範を対比しながら、整理する。これにより新旧法の共通点、相異点および問題点を浮き彫りにする。

第六章「中国における自訴制度の運用実態」は三つの節に分かれ、現行自訴制度が正式に立法化されて以来、実際に中国でどのように実践され、いかなる問題が生まれているかを明らかにする。それは自訴に関する裁判例の分析を通じて行うが、公式の裁判例集では不足を来すので、主に民間業者が収集した裁判データベースに搭載された例を対象とする。加えて、不完全ながら司法統計を通じて、自訴制度の全体的な効果と運用の実態を数量的に明らかにする。

最後に結論においては台湾と中国の自訴制度の異同を述べつつ、自訴制度の機能と意義を明らかにする。自訴制度に関わる問題発生の原因を解明した上で、将来にむけての提言を試みたい。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 鈴 木 賢
副 査 教 授 白 取 祐 司
副 査 准教授 桑 原 朝 子

学 位 論 文 題 名

台湾と中国における自訴制度の運用と機能

(論文の要旨)

近時、日本では犯罪の被害者を刑事訴訟に参加させたり、犯罪にともなう損害賠償請求に際して刑事手続の成果を利用する制度が新たに導入されるなど、犯罪被害者の権利・利益救済のための制度が注目を集めるようになってきている。犯罪被害者に直接、裁判所への起訴権限を与える制度としては、比較法的には私訴(ないし自訴)の制度があるが、日本法ではそれは採用されていない。本論文は、近隣の台湾、中国では自訴が法定され、運用されていることに着目し、両国の現行法形成までの歴史をたどり、現行法規範の内容を明らかにしたうえで、それぞれの運用の実態、実際の裁判例、司法統計などに対する検討を通じて、両国における自訴制度がいかなる機能を果たしているか、またいかなる問題点を抱えているかを解明し、もって日本法の将来を考えるうえでの比較法的素材を提供しようとするものである。

第1章では、両国に共通する伝統法である近代以前の中国法において犯罪被害者が裁判にかかわる制度としていかなるものがあつたかを概観する。法律専門職としての法曹が未発達であつたこともあり、被害者に当事者的な地位を与える制度が一貫して存在してきたことを指摘する。

第2章では、清末以降、近代法を継授しはじめた中国で自訴がいかに扱われたかを清末、民国前期の諸草案、北京政府、国民政府の刑事訴訟法(1928年、1935年)、法院組織法(1932年)に即して、その制度的変遷を整理している。当初は日本法の影響を受けて、公訴独占主義がとられていたが、近代的裁判所制度の未成熟、検察官の数量的不足、信頼の欠如、財政的困難による公訴の機能不全、日本法の影響が薄らぎドイツ法の直接的な影響が及んだことなどにより、公訴・自訴併用主義がとられるようになり、自訴の範囲がしだいに拡大される傾向があつたとする。法改正のたびに繰り広げられた論争、制度化後の学界での議論状況についてもマトリクスが描かれている。

第3章では、中華民国法を継承した戦後の台湾法の展開が取り上げられる。とくに1967年と2003年の改正を経て、現行法がいかなる内容のものとなつたかを詳細に描いている。あわせて立法過程において自訴自体の存廃問題や自訴提起にあつたの弁護士強制委任制度の導入をめぐるいかなる論争が繰り広げられたかを整理している。

第4章では、台湾で提起された自訴事件を5つの場面に分類して合計20件取り上げ、実務においていかなる運用がなされているか、司法統計から実際にどの程度利用されているか、弁護士強制委任制度を導入した法改正が利用にいかなる影響を与えているかなどを検討している。

第5章では、中華民国法を廃棄しソビエト法を継授した中華人民共和国法が、自訴をいかに制度化して、今日に至っているかを扱う。刑訴法制定前、1978年旧刑訴法、1996年現行刑訴法が規定する自訴制度を概観し、自訴の対象となる犯罪の範囲、自訴提起者の範囲が拡大されてきたことを指摘する。中国法では、自訴と公訴は犯罪類型ごとに棲み分けがなされており、台湾法が公訴と自訴の対象を犯罪類型で分けせず、両者を競合させているのとは、大きく異なるとしている。

第6章では、中国における自訴の運用実態を19件の裁判例および統計資料によって明らかにしようとする。中国法では自訴の手続のなかに調停が組み込まれ、被害者側(原告)と加害者(被告人)で調停が成立すれば自訴は撤回として処理され、刑事付帯民訴手続とも密接な関連をもつ。中国では司法統計の公開が不十分であるが、毎年自訴件数は公訴の5~15%程度にも達しているが、重要性の低い犯罪にしか自訴が認められていないこともあり、自訴事件の処理は実務ではあまり重視されていないという。

最後に結論として、台湾と中国の異同がまとめられ、とくに台湾における実践から日本法にも被害者救済、司法に対する信頼向上、刑事裁判の活性化という点から示唆するところがあるのではないかと指摘する。

(論文の評価)

刑事訴訟法学は伝統的に被疑者、被告人の人権、権利保障をいかにするかということに主要な関心を注いできたが、近時、被害者に視線を注ぐ必要性についても自覚されるようになり、世論やマスコミなどの関心にも後押しされて、日本でも具体的な制度化がなされたばかりである。本稿はそうしたなかで、検察官の公訴の提起を待つことなく、被害者が刑事訴訟を直接提起する「自訴」制度をもつ台湾と中国の制度の変遷、実態を詳細に検討するもので、日本でも多くの関心を引きそうなテーマを取り上げている。日本ではもちろん、台湾、中国でもこれほど歴史的にさかのぼり、学説や立法段階での論争、また裁判例や司法統計などにより運用実態までも視野に入れた研究は見あたらず、学界に知られていない多くの事実を掘り起こし、紹介している点で有用性が高い。自訴がそれなりに犯罪被害者によって利用され、公訴と共存している姿を具体的に描くことで、この制度に一定の合理性があることを示すことに成功している。立法過程における議論や制度形成プロセスの詳細を明らかにしている点、裁判例の分析を通じて制度運用の実態に具体的なイメージを与えている点に独創性がある。アジア法を素材としながら、日本の現実にも具体的な示唆を与えうる比較法研究は稀であり、ユニークな比較法研究として評価に値する。

他方で、結論部分における日本法への示唆の部分があまりにあっさりしている点、日本語の表現にやや難点が残る(中国語の原語をそのまま使っているところがあり、文意がわかりにくい)などの欠点もあり、公表するまでには修正を要する点も少なくない。

しかし、総合してみれば、タイムリーなセンスのよいテーマについて縦糸(歴史)と横糸(運用)を織りなして、事実を丹念に掘り起こしており、審査員全員一致で課程博士を授与するに値すると判断した。